

新旧対照表

第8次改訂版	根拠条文等・考え方	改訂案	根拠条文等・考え方																						
<p>I 共通事項</p> <p>1 加圧送水装置 加圧送水装置は、令第12条第2項第6号、規則第14条第1項第11号、第11号の2及び平成9年消防庁告示第8号の規定によるほか、次によること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ポンプを用いる加圧送水装置 第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)アの規定を準用するほか、次によること。</p> <p>ア ポンプの吐出量</p> <p>(ア) 専用の場合 規則第14条第1項第11号ハの規定によるほか、次の表に掲げる防火対象物又はその部分は、同表右欄に掲げるヘッドの個数を基準としてポンプの吐出量を算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="172 835 973 1213"> <thead> <tr> <th rowspan="2">防火対象物の区分 (標準型ヘッドを設置する場合)</th> <th colspan="2">基準ヘッド個数</th> </tr> <tr> <th>高感度型</th> <th>高感度型以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政令別表第1(2)項、(3)項及び(12)項口の用途(16)項に存する場合も含む。)に供される部分が存する防火対象物の階</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;"><u>0</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 配管等 配管等は、規則第14条第1項第10号の規定によるほか、次によること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 構造</p> <p>ア 第2屋内消火栓設備の技術基準4(2)イからサまで <u>(イ(ア)aを除く。)</u>の規定を準用する。◆</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 配水管の口径又は直接ヘッドが設けられている枝管の口径とヘッドの関係は、放水量、放水圧力が規定の数値以上とすることのほか、次表によること。</p> <p style="text-align: center;">◆</p> <p style="text-align: center;">(表 略)</p>	防火対象物の区分 (標準型ヘッドを設置する場合)	基準ヘッド個数		高感度型	高感度型以外	政令別表第1(2)項、(3)項及び(12)項口の用途(16)項に存する場合も含む。)に供される部分が存する防火対象物の階	<u>2</u>	15	その他のもの	8	<u>0</u>	<p>準用先の削除及び繰り上がりにより合わなくなるため、当該文言を削除する。</p> <p>指導基準 (「スプリンクラー設備設計・工事基準書」第2編3.7.3(1))</p>	<p>I 共通事項</p> <p>1 加圧送水装置 加圧送水装置は、令第12条第2項第6号、規則第14条第1項第11号、第11号の2及び平成9年消防庁告示第8号の規定によるほか、次によること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ポンプを用いる加圧送水装置 第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)アの規定を準用するほか、次によること。</p> <p>ア ポンプの吐出量</p> <p>(ア) 専用の場合 規則第14条第1項第11号ハの規定によるほか、次の表に掲げる防火対象物又はその部分は、同表右欄に掲げるヘッドの個数を基準としてポンプの吐出量を算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="1516 835 2318 1213"> <thead> <tr> <th rowspan="2">防火対象物の区分 (標準型ヘッドを設置する場合)</th> <th colspan="2">基準ヘッド個数</th> </tr> <tr> <th>高感度型</th> <th>高感度型以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政令別表第1(2)項、(3)項及び(12)項口の用途(16)項に存する場合も含む。)に供される部分が存する防火対象物の階</td> <td style="text-align: center;"><u>12</u></td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;"><u>10</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(エ) (現行に同じ。)</p> <p>イ (現行に同じ。)</p> <p>(3)～(5) (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 配管等 配管等は、規則第14条第1項第10号の規定によるほか、次によること。</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) 構造</p> <p>ア 第2屋内消火栓設備の技術基準4(2)イからサまで _____ の規定を準用する。◆</p> <p>イ (現行に同じ)</p> <p>ウ 配水管の口径又は直接ヘッドが設けられている枝管の口径とヘッドの関係は、放水量、放水圧力が規定の数値以上とすることのほか、次表によること。<u>(適用を受けるのは、最大同時開放個数までとする。)</u>◆</p> <p style="text-align: center;">◆</p> <p style="text-align: center;">(表 現行に同じ。)</p>	防火対象物の区分 (標準型ヘッドを設置する場合)	基準ヘッド個数		高感度型	高感度型以外	政令別表第1(2)項、(3)項及び(12)項口の用途(16)項に存する場合も含む。)に供される部分が存する防火対象物の階	<u>12</u>	15	その他のもの	8	<u>10</u>	<p>数字誤り修正</p> <p>同時放水個数の上限がその個数に達しない場合は考慮不要である旨を明記しておく必要がある(その旨を書きおかないと、基準の趣旨を考慮することなく、影響のない個数部分まで審査して過剰な指導をしてしまう可能性がある。)。工事基準書では表に「※適用は最大同時開放個数までとする。」と付記されているので、それに沿う表現で明記する。</p> <p>指導基準 (「スプリンクラー設備設計・工事基準書」第1章第4節4.7.3(1))</p>
防火対象物の区分 (標準型ヘッドを設置する場合)		基準ヘッド個数																							
	高感度型	高感度型以外																							
政令別表第1(2)項、(3)項及び(12)項口の用途(16)項に存する場合も含む。)に供される部分が存する防火対象物の階	<u>2</u>	15																							
その他のもの	8	<u>0</u>																							
防火対象物の区分 (標準型ヘッドを設置する場合)	基準ヘッド個数																								
	高感度型	高感度型以外																							
政令別表第1(2)項、(3)項及び(12)項口の用途(16)項に存する場合も含む。)に供される部分が存する防火対象物の階	<u>12</u>	15																							
その他のもの	8	<u>10</u>																							

(表 略)		(表 現行に同じ。)	
<p>エ (略)</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>4 送水口</p> <p>送水口は、令第 12 条第 2 項第 7 号、規則第 14 条第 1 項及び平成 13 年消防庁告示第 37 号の規定によるほか、次にと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 構造等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>送水口は、ヘッドの設置されている階の警戒面積が 3,000 m²を超えるごとに 1 個以上増設すること。</u></p> <p>ただし、最大設置個数は 3 個とする。◆</p> <p>ウ~カ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 標識</p> <p>ア 規則第 14 条第 1 項第 6 号ホに規定する標識は、長辺 30 cm 以上、短辺 10 cm 以上で、赤地に白文字とすること</p> <p>等、容易に識別できるものとする。</p> <p>★</p> <p>イ (略)</p> <p>5 制御弁及び自動警報装置</p> <p>制御弁及び自動警報装置は、規則第 14 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定によるほか、次によること。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 階段室の場合は、<u>(3)</u>の規定にかかわらず階段ごとに一の警戒区域とすることができる。◆</p> <p>(6)~(7) (略)</p> <p>6 機能試験装置</p> <p>末端試験装置弁等の機能試験装置は、規則第 14 条第 1 項第 1 号ニ及び第 5 号の 2 の規定によるほか、次によること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開放型ヘッドを用いる場合</p> <p>ア ヘッドにより放水することができる場所は、令第 32 条の規定を適用し、規則第 14 条第 1 項第 1 号<u>ニ</u>に規定する一斉開放弁又は手動式開放弁の作動を試験するための装置を設けないことができる。◆</p> <p>イ (略)</p> <p>7~11 (略)</p> <p>12 補助散水栓</p> <p>補助散水栓は、規則第 13 条の 6 第<u>3</u>項及び平成 25 年消防庁告示第 2 号の規定によるほか、次によること。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 令第 32 条の特例</p> <p>第 2 の 3 屋内消火栓設備 (2 号消火栓及び広範囲型 2 号消火栓) の技術基準<u>第 8</u>(1)及び(2)の規定を準用する。◆</p>	<p>3000 m²毎という線引きは、同時放水個数が多かった時代から変わっていないので、現状に合わせて修正する必要がある。同時放水個数が多い場合に流量が増えることに対する措置であれば、同時放水個数が減る改正を経た現行基準 (改正内容は H8.2.16 消防予第 21 号参照) にそぐわなくなっている。</p> <p>指導基準 〔「スプリンクラー設備設計・工事基準書」<u>第 2 編 3.11.1(1)</u>〕</p> <p>S44 消防予 238+指導基準</p> <p>赤地に白文字の要件以外にも他の方法の例を追加</p>	<p>エ (現行に同じ)</p> <p>(3)~(4) (現行に同じ)</p> <p>4 送水口</p> <p>送水口は、令第 12 条第 2 項第 7 号、規則第 14 条第 1 項及び平成 13 年消防庁告示第 37 号の規定によるほか、次にと。</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) 構造等</p> <p>ア (現行に同じ)</p> <p>イ <u>送水口の数は、ヘッドの同時開放個数に応じて必要な加圧送水装置の吐出量 (単位は m³/min とする。) を 1.8 で除して得た値 (端数は、切り上げること。) の個数以上を設置すること。</u>ただし、最大設置個数は 3 個とする。◆</p> <p>ウ~カ (現行に同じ)</p> <p>(3) (現行に同じ)</p> <p>(4) 標識</p> <p>ア 規則第 14 条第 1 項第 6 号ホに規定する標識は、長辺 30 cm 以上、短辺 10 cm 以上で、赤地に白文字とすること <u>又は周囲と反対色とすること</u>等、容易に識別できるものとする。</p> <p>★</p> <p>イ (現行に同じ)</p> <p>5 制御弁及び自動警報装置</p> <p>制御弁及び自動警報装置は、規則第 14 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定によるほか、次によること。</p> <p>(1)~(4) (現行に同じ。)</p> <p>(5) 階段室の場合は、<u>前(4)</u>の規定にかかわらず階段ごとに一の警戒区域とすることができる。◆</p> <p>(6)~(7) (現行に同じ。)</p> <p>6 機能試験装置</p> <p>末端試験装置弁等の機能試験装置は、規則第 14 条第 1 項第 1 号ニ及び第 5 号の 2 の規定によるほか、次によること。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 開放型ヘッドを用いる場合</p> <p>ア ヘッドにより放水することができる場所は、令第 32 条の規定を適用し、規則第 14 条第 1 項第 1 号<u>ニ</u>に規定する一斉開放弁又は手動式開放弁の作動を試験するための装置を設けないことができる。◆</p> <p>イ (現行に同じ。)</p> <p>7~11 (現行に同じ。)</p> <p>12 補助散水栓</p> <p>補助散水栓は、規則第 13 条の 6 第<u>4</u>項及び平成 25 年消防庁告示第 2 号の規定によるほか、次によること。</p> <p>(1)~(3) (現行に同じ。)</p> <p>(4) 令第 32 条の特例</p> <p>第 2 の 3 屋内消火栓設備 (2 号消火栓及び広範囲型 2 号消火栓) の技術基準 <u>第 8</u>(1)及び(2)の規定を準用する。◆</p>	<p>広島市のポンプ車の A2 級ポンプの規格放水量は 2000ℓ/min で、ヘッド 1 個当たりの放水量 90 ℓ/min なら、8 個同時で 720 ℓ/min、30 個同時で 2700 ℓ/min 工事基準書では東京の基準が例示されている。A2 級ポンプの規格放水量が 2000ℓ/min=2.0 m³/min であることを考えると、余裕率 10%をみての 1.8 と思われる。以上から、同時放水個数とポンプ車の能力の実態に沿う東京消防庁等と同様の基準に修正することとする。</p> <p>指導基準 〔「スプリンクラー設備設計・工事基準書」<u>第 1 章第 4 節 4.11.1(1)</u>〕</p> <p>S44 消防予 238+指導基準</p> <p>号ずれ修正 ((3)→前(4))</p> <p>文言漏れ追加</p> <p>項ずれ修正 (3→4)</p> <p>「第」不要のため削除</p>

II 閉鎖型スプリンクラー設備

I によるほか、次によること。

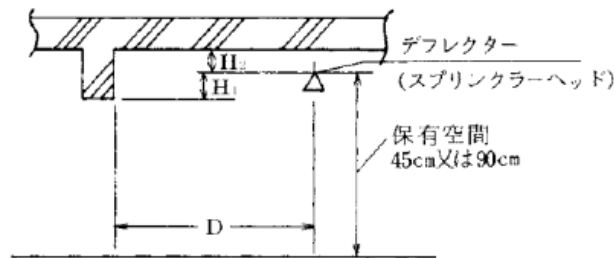
1～2 (略)

3 ヘッドの設置要領

ヘッドの設置要領は、規則第 13 条の 2 第 4 項、第 13 条の 3 第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 5 第 2 項、第 5 項、第 7 項及び第 9 項並びに平成 10 年消防庁告示第 5 号の規定によるほか、次によること。

(1) (略)

(2) 規則第 13 条の 2 第 4 項第 1 号ホに規定する水平方向（傾斜した屋根等に取り付けるものは、横方向。）で、ヘッドの散水の障害となるものがある場合は、その下端より上方の位置に設ける当該ヘッドからの散水を妨げることのないように、当該ヘッドのデフレクターの位置を次の図及び表により設けるか、又は散水が妨げられる部分について、別個のヘッドを設けることにより有効な散水が得られる場合は、この限りでない。◆



D (cm)	H ₁ (cm)	H ₂ (cm)
75未満	0	30以下(ただし、倉庫等で天井を不燃材料で仕上げた場合は45以下)
75以上100未満	10未満	
100以上150未満	15未満	
150以上	30未満	

(3) 規則第 13 条の 2 第 4 項第 1 号イのただし書きの規定による場合、はり等によって散水障害とならない高さまでヘッドを下げ、ヘッドには

次に掲げる集熱板を設けること。◆

ア 集熱板の構造は金属製のものとし、その大きさは直径 30cm 以上のものとする。

イ 集熱板の下面よりデフレクターまでの距離は 30 cm以内とする。

(4)～(5) (略)

II 閉鎖型スプリンクラー設備

I によるほか、次によること。

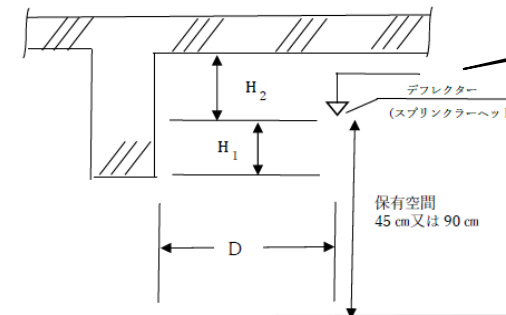
1～2 (現行に同じ。)

3 ヘッドの設置要領

ヘッドの設置要領は、規則第 13 条の 2 第 4 項、第 13 条の 3 第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 5 第 2 項、第 5 項、第 7 項及び第 9 項並びに平成 10 年消防庁告示第 5 号の規定によるほか、次によること。

(1) (現行に同じ)

(2) 規則第 13 条の 2 第 4 項第 1 号ホに規定する水平方向（傾斜した屋根等に取り付けるものは、横方向。）で、ヘッドの散水の障害となるものがある場合は、その下端より上方の位置に設ける当該ヘッドからの散水を妨げることのないように、当該ヘッドのデフレクターの位置を次の図及び表により設けるか、又は散水が妨げられる部分について、別個のヘッドを設けることにより有効な散水が得られる場合は、この限りでない。◆



D (cm)	H ₁ (cm)	H ₂ (cm)
75未満	0	30以下(ただし、倉庫等で天井を不燃材料で仕上げた場合は45以下)
75以上100未満	10未満	
100以上150未満	15未満	
150以上	30未満	

(3) 規則第 13 条の 2 第 4 項第 1 号イのただし書きの規定による場合、はり等によって散水障害とならない高さまでヘッドを下げ、当該ヘッドの感熱が上部ヘッドからの消火水により影響を受ける場合には、次に掲げる防護板を設けること。◆

ア 防護板の構造は金属製のものとし、その大きさは直径 30cm 以上のものとする。

イ 防護板の下面よりデフレクターまでの距離は 30 cm以内とする。

(4)～(5) (現行に同じ)

(6) 規則第 13 条の 2 第 4 項第 1 号ロ又は前(5)の場合において、給排気用ダクト、棚等(以下「ダクト等」という。)又は飾り天井の下方にヘッドを設けるもので、ダクト等又は飾り天井の上方に感熱継手(火災の感知と同時に弁体を開放し、開放型スプリンクラーヘッドに加圧水を供給する継手)を当該機器の仕様により設けた場合は、令第 32 条の規定を適用し、上方部分にヘッドを設けないことができる。

ヘッド向きを修正

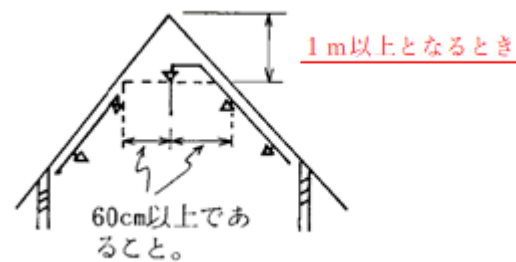
集熱板の集熱効果は期待できないため、現在は、位置を下げたヘッドに、上部ヘッドからの散水がかかって下部ヘッドの感知散水が遅れることを防ぐための防護板としての位置づけに変わっている。集熱板の集熱効果がないことは、日本消火装置工業会も周知し続けている(平成 27 年度第一部会技術分科会活動報告(概要) 2(8)参照)。法文上も集熱板の用語は使われていない。

幅広ダクトが散水障害になるため、その下にもヘッドを設ける場合には、天井面のヘッドを残したまま、ダクト等の下部にもヘッドを増設する必要があるが、ダクト等が不燃でその上にも可燃物がない場合には、ダクト上を警戒するための天井面のヘッドを設けなくてもよいという基準を追加する。

(6) 傾斜した屋根又は天井に設けるヘッドは、次によること。
 ア ヘッドを取付ける面の傾斜が10分の3(17°)を超えるものは、当該屋根又は天井の頂部より当該頂部に最も近いヘッドに至るまでの間隔を、当該傾斜面に平行に配置されたヘッド相互間の間隔の2分の1以下の値とし、かつ、当該頂部からの垂直距離が1m以下となるように設けること。ただし、この場合次図の要領により当該頂部にヘッドが設けられるものは、この限りでない。◆

(図 略)

イ ヘッドを取付ける面の傾斜が1分の1(45°)を超えるもので当該屋根又は天井の頂部にヘッドを設ける場合は、次図の要領により当該屋根又は天井とヘッドとの水平離隔距離を60cm以上とすることにより、当該屋根又は天井の頂部からの垂直距離をアによることなく1mを超えて設けることができる。◆



(7) 開口部に設けるヘッドは、ヘッドの軸心からの離隔距離が、壁面に対して10cm以上、45cm以下となるように設けること。◆
 (8) ラック式倉庫にあっては、平成10年消防庁告示第5号の規定によるほか、次によること。
 ア 棚等に設けるヘッドの配置は、平面的及び立体的に千鳥形配置とすること。◆
 イ 消火配管の設置、ラック等の免震化、ラダー、電気計装設備、ケーブル設備の設置等により生じる、背面スペース、連間スペース等のすき間については、規則第13条の5第5項第4号ロに規定する延焼防止上支障となる隙間とし取り扱わないことができる。◆
 (9) 種別の異なるスプリンクラーヘッド(放水量、感度種別等)は火災発生時同時に作動することが想定される同一の区画内に設けないこと。ただし、感度の種別と放水量が同じスプリンクラーヘッドにあっては、この限りでない。
 (10) 小区画型ヘッドを設置する場合は、次によること。
 ア 小区画型ヘッドは、宿泊室等(宿泊室、病室、談話室、娯楽室、居間、寝室、教養室、休憩室、面会室、休養室等が該

(6)を追加したことによる号
 ずれ修正

(6)を追加したことによる号
 ずれ修正

(6)を追加したことによる号
 ずれ修正

(6)を追加したことによる号
 ずれ修正

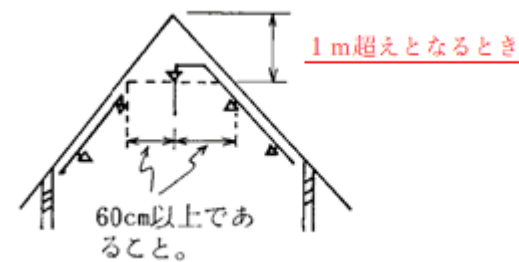
(6)を追加したことによる号
 ずれ修正

ただし、ダクト等又は飾り天井の上方に可燃物が存する場合は、この限りでない。

(7) 傾斜した屋根又は天井に設けるヘッドは、次によること。
 ア ヘッドを取付ける面の傾斜が10分の3(17°)を超えるものは、当該屋根又は天井の頂部より当該頂部に最も近いヘッドに至るまでの間隔を、当該傾斜面に平行に配置されたヘッド相互間の間隔の2分の1以下の値とし、かつ、当該頂部からの垂直距離が1m以下となるように設けること。ただし、この場合次図の要領により当該頂部にヘッドが設けられるものは、この限りでない。◆

(図 現行に同じ。)

イ ヘッドを取付ける面の傾斜が1分の1(45°)を超えるもので当該屋根又は天井の頂部にヘッドを設ける場合は、次図の要領により当該屋根又は天井とヘッドとの水平離隔距離を60cm以上とすることにより、当該屋根又は天井の頂部からの垂直距離をアによることなく1mを超えて設けることができる。◆



以上→超え

(8) 開口部に設けるヘッドは、ヘッドの軸心からの離隔距離が、壁面に対して10cm以上、45cm以下となるように設けること。◆
 (9) ラック式倉庫にあっては、平成10年消防庁告示第5号の規定によるほか、次によること。
 ア 棚等に設けるヘッドの配置は、平面的及び立体的に千鳥形配置とすること。◆
 イ 消火配管の設置、ラック等の免震化、ラダー、電気計装設備、ケーブル設備の設置等により生じる、背面スペース、連間スペース等のすき間については、規則第13条の5第5項第4号ロに規定する延焼防止上支障となる隙間とし取り扱わないことができる。◆
 (10) 種別の異なるスプリンクラーヘッド(放水量、感度種別等)は火災発生時同時に作動することが想定される同一の区画内に設けないこと。ただし、感度の種別と放水量が同じスプリンクラーヘッドにあっては、この限りでない。
 (11) 小区画型ヘッドを設置する場合は、次によること。
 ア 小区画型ヘッドは、宿泊室等(宿泊室、病室、談話室、娯楽室、居間、寝室、教養室、休憩室、面会室、休養室等が該

用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」の消防庁
予防課長通達に係るものをいう。以下「フード等用簡易自動消
火装置」という。)が当該通達の設置基準に基づき設置される場
合には、フード等用簡易自動消火装置の公称防護面積(1のフ
ード等用簡易自動消火装置で当該機種に明示された有効に消
火しうる範囲の面積をいう。)の範囲内の部分については、令
第32条の規定を適用し、スプリンクラーヘッドの設置を免除
することができる。★

Ⅲ～Ⅴ (略)

Ⅵ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

1 配管等

(1) (略)

(2) 配管系統の範囲

水源(令第12条第2項第4号ただし書により必要水量を貯
留するための施設を設けないものにあつては、水道事業者の施
設した配水管から分岐して設けられた給水管)からスプリンク
ラーヘッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であ
り、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第12条の
2第2号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあつ
ては、水源から水道メーターまでの部分を除く。

(3) 配管構造

ア ライニング

配管、管継手及びバルブ類の基準(平成20年消防庁告示
第27号。イにおいて「配管等告示」という。)第1号から第
3号までにおいて、準用する規則第12条第1項第6号ニ、
ホ及びトに掲げる日本工業規格に適合する配管等に、ライニ
ング処理等をしたものについては、当該規格に適合する配管
等と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして
取り扱うこととして差し支えない。

イ 壁裏

壁又は天井(内装仕上げを難燃材料としたものに限る。)の
裏面に設けられている配管、管継手及びバルブ類については、
配管等告示第4号に規定する「火災時に熱を受けるおそれ
がある部分に設けられるもの」には該当しない。

2 内装制限

水源の水量及び当該性能の算定において、規則第13条の6第
1項第2号、第4号、第2項第2号及び第4号に規定する「火災
予防上支障があると認められる場合」とは、内装仕上げを準不燃
材料以外でした場合をいう。

3 末端試験弁

規則第14条第1項第5号の2に規定する「放水圧力及び放水
量を測定できるもの」については、放水圧力等の測定装置を必ず
しも配管の末端に設ける必要はないこと。ただし、この場合にお

2項削除に伴う項ずれ
修正

用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」の消防庁
予防課長通達に係るものをいう。以下「フード等用簡易自動消
火装置」という。)が当該通達の設置基準に基づき設置される場
合には、フード等用簡易自動消火装置の公称防護面積(1のフ
ード等用簡易自動消火装置で当該機種に明示された有効に消
火しうる範囲の面積をいう。)の範囲内の部分については、令
第32条の規定を適用し、スプリンクラーヘッドの設置を免除
することができる。★

Ⅲ～Ⅴ (現行に同じ。)

Ⅵ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

1 配管等

(1) (現行に同じ。)

(2) 配管系統の範囲

水源(令第12条第2項第3号の2により必要水量を貯
留するための施設を設けないものにあつては、水道事業者の敷
設した配水管から分岐して設けられた給水管)からスプリンク
ラーヘッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であ
り、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第12条の
3第2号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあつ
ては、水源から水道メーターまでの部分を除く。

(3) 配管構造

ア ライニング

配管、管継手及びバルブ類の基準(平成20年消防庁告示
第27号。イにおいて「配管等告示」という。)第1号から第
3号までにおいて、準用する規則第12条第1項第6号ニ、
ホ及びトに掲げる日本産業規格に適合する配管等に、ライニ
ング処理等をしたものについては、当該規格に適合する配管
等と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして
取り扱うこととして差し支えない。

イ 配管等告示第4号に規定する「火災時に熱を受けるおそれ
がある部分に設けられるもの以外のもの」とは、次のいずれ
かに該当する配管等をいう。

(7) 壁又は天井(内装仕上げを難燃材料としたものに限
る。)の裏面に設けるもの

(イ) 厚さ50mm以上のロックウールで覆われたもの

2 末端試験弁

規則第14条第1項第5号の2に規定する「放水圧力及び放水
量を測定できるもの」については、放水圧力等の測定装置を必ず
しも配管の末端に設ける必要はないこと。ただし、この場合にお

参照誤り修正

文言修正 「施設」→「敷設」

適用法令誤り修正 「2」→「3」

H21 消防予第131号

日本工業規格 → 日本産業規格

内装制限された壁の裏面に
設けることと同等の取り扱
いとして、50mm以上のロ
ックウール又はそれ相当と
して認められているもので
被覆したのもも追加する。
工事基準書でも明記されて
おり、他都市でも明記されて
いる。

平成27年の規則改正以降、
法文上明記されているので
削除する。

